古文書で探る庶民のくらし 御山誓紙②—

岡垣歴史文化研究会 羽山

健

山に至る迄、焼畠に仕り間敷く候。【一、御山の諸木生出候所、野 の続きを紹介する。 「吉田文書」の「御山誓紙案文」

ころでとうちゃらうとはなるとなる ぬれたかっておきれているれるか のかあかほしは人名初等で 守けるしれている人の丁るい はなけれるおけられつれるを の水ではなりからかったります いからさなけるはなってなるとなって けるようはんなるないからいというという

吉田文書の「御山誓紙案文」

一方名では村下代をようた人

与刊は京原伊久らして与本

七年一

申すべき事。】 並びに屋敷廻り、 の焼畑は禁止。屋敷の周囲や里山 に相成るべき地所は、御目に懸け並びに屋敷廻り、里山にても御山 文意は、立木のある山や野山で 植林可能な場所は注意深く見

げ候節、剛儀に及び候者これ有り並びに村中の者共見届け詮議を遂一【一、御留山に入り候者、私共守ること、である。 上ぐべく候事。 候はば、指し留め置き御注進申し

と。剛儀は強情、 ていた。 順であれば、鎌などの刃物を没収 報すること、である。侵入者が従 取る場合、その場に留め役所に通 の取調べに反抗的、横暴な態度を る。文意は、留山への侵入者が村 し、身元や事実確認して帰宅させ 村役人を指す。詮議は取調べるこ 止の山、立入禁止の山。私共は、 留山は、山林育成のため伐採禁 頑固なことであ

一時間を次付を然と になる

けんないなるなるなりるなります 之外一切的金丁万名的生

云信以初他八五十一日之風

はそろれすしてあきではる

山方御法度の趣き、堅く相守り御 【一、連々仰せ付けられ候、

大鋸・木挽は、

製材する職人、

候事。 当村御山内同前に麁末仕り間敷く 外宮山・御証文山・四壁たり共、 【一、他村抱き御山・古野その

堅く取り申す間敷く候事。】 す間敷く候。生出の竹の子たり共 切御用の外、竹山に入り込み申 【一、藪坪銀相納め候藪の外、村抱きは、村域のことである。

べく候事。 く候。万一、隠れ材木仕立て候者 これ有り候はば、早速御注進仕る

べき事。】 山ノ口・小百姓・名子・荒仕子・く候。この節大庄屋・村庄屋・組頭・用の外一切御山に入込み申す間敷 山方御法の次第、堅く相守り申す 血判仰せ付けられ候上は、重畳御 諸牢人・遊民まで十一歳以上誓紙

重畳は重ね重ねの意である。 年貢や夫役の割付けなどを行った 庄屋への法令伝達や訴訟の調整 郡役所の下で20~35カ村を管轄し、 の用事や入用のこと。大庄屋は、 連々は度々の意で、御用は役所

【一、隠れ大鋸・木挽仕り間敷藪坪銀は、竹藪に掛けた税金。

又はその行為である。

この後に神文、村民の血判を押し で前書が終わる。続けて、【右前書 提出すること、である。この条文 血判を押した山方誓紙を、役所に を委しく説明し、村役人の面前で の村民を指す。文意は、庄屋屋敷 山ノ口立合い見届け、指し上げ候事。】 た連署が続くのである。 の條々相背くに於いては】と記す。 に村民を招集し、誓紙前書の内容 し、誓紙血判仕らせ、庄屋・組頭・ 人別庄屋元へ呼び寄せ委敷申し渡 【一、御山御法誓紙前書の趣き 人別は、人別帳 (戸籍簿) に記載

ある。 変更も無く長期間使用されたので まで紹介した前書の条文は、内容 出し、郡役所に保管された。これ し、山奉行の巡回視察のときに提御山誓紙は、毎年春までに作成

鉈・斧のときは600本の植林が具につき杉や松を300本の植林、 につき0文程度の罰金であった。 科せられた。薪採取の場合は1把 山に不法侵入の場合、携帯の鎌ー 最後に罰則規定を紹介する。 御

つづく